

柳津町結婚祝金の支給等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、町の後継者対策の一つとして結婚者に結婚祝金を支給し、人口の増加と活力ある町の担い手を育成し、もって住民の福祉の向上及び町の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 前条の目的達成のため住民が結婚したときは、結婚祝金として結婚者1組につき、10万円（商品券）を支給する。

(支給要件)

第3条 結婚祝金は、次の各号に該当する場合に支給する。

- (1) 夫又は妻となる者が婚姻届出日において、本町に住所を有すること。
- (2) 前号のほか規則で定める要件に該当すること。

(申請)

第4条 この条例に基づく結婚祝金を受給しようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請をするものとする。

(決定通知)

第5条 町長は、前条の結婚祝金の支給申請があつたときは、その内容を審査し、支給の可否を決定して、当該申請者に通知するものとする。

(支給の時期等)

第6条 町長は、前条の規定により支給の決定をしたときは、第4条の申請があつたときから2ヶ月以内に申請者に支給するものとする。

(支給金の返還)

第7条 町長は、この条例の規定により結婚祝金の支給を受けた者が、次の各号の1に該当するときは、当該受給者に対し、結婚祝金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽り、その他不正な行為により結婚祝金の支給を受けたとき。
- (2) この条例又は規則に違反したとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行し、施行日以降に婚姻した者から適用する。

附 則（令和4年12月12日条例第16号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。